

審査基準

令和2年1月10日作成

法令名：火薬類取締法
根拠条項：第17条第1項
処分の概要：猟銃用火薬類等の譲渡又は譲受けの許可
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法令の定め： 火薬類取締法第17条第1項第1号～第3号、第5号～第6号、同第2項（譲渡又は譲受けの許可）、同第50条の2（猟銃用火薬類の特則） 火薬類取締法施行令第12条（政令で定める火薬） 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第2条（譲渡の許可の申請）、同第3条（譲受けの許可の申請）、同第4条（無許可譲受数量）、同第13条（申請及び届出の手續）
審査基準： 銃砲を所持又は輸入しない者が実包を譲受けようとする場合等火薬類の譲渡又は譲受けの目的が明らかでないときや火薬類を犯罪に使用のおそれがあるとき等、当該火薬類に係る事件、事故等が発生する危険性が認められる場合は許可しない。
標準処理期間：3日
申請先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課
問合せ先：住所地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課092-641-4141、内3177
備考：